

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習開催のご案内

令和2年2月

愛媛労働局長登録教習機関：登録番号第21号
(登録有効期間：令和5年10月24日)
愛媛県管工事協同組合連合会
愛媛県松山市本町七丁目2番地愛媛県本町ビル2階
<http://www.aikanren.or.jp>
TEL089 (946) 5550 FAX089 (946) 5551

労働安全衛生法の規定により、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取はずしの作業は、技能講習を修了した作業主任者によらなければ作業ができないことになっております。

本会では、下記により標記技能講習を実施致しますので、資格が必要な方はこの機会に是非受講していただきますようご案内申し上げます。

1. 講習開催期間等

☆ 講習日時 第1回 令和2年4月13日(月)～4月15日(水)(受付 午前8時30分から)

第一日 令和2年4月13日(月) 午前8時50分～午後4時50分

第二日 令和2年4月14日(火) 午前8時50分～午後4時50分

第三日 令和2年4月15日(水) 午前8時50分～午後3時20分

第2回 令和2年4月20日(月)～4月22日(水)(受付 午前8時30分から)

第一日 令和2年4月20日(月) 午前8時50分～午後4時50分

第二日 令和2年4月21日(火) 午前8時50分～午後4時50分

第三日 令和2年4月22日(水) 午前8時50分～午後3時20分

☆ 講習会場 愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階 (愛媛県管工事協同組合連合会)

☆ 募集定員 第1回・第2回ともに20名

☆ 受付 令和2年3月2日(月)～令和2年3月31日(火)まで

別紙、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料の払込金受取書のコピー及び関係書類等を必ず添付して郵送で、お申込み下さい。なお、受付は先着順とさせていただきます。

受付期間内であっても定員20名になり次第締切りますので、お早めにお申し込み下さい。

なお、申込受付後においては原則として受講料の返金は致しませんのでご承知おき下さい。

2. 受講資格

☆ 21歳以上であって、地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者

【注意】上記の受講資格は、年少者労働基準規則の関連により「満18歳以上からの経験年数」となりますのでご注意ください。

☆ 学校教育による大学・高等専門学校、高等学校・又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者

☆ その他厚生労働大臣が定める者

次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するものとする。

- 一 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第二の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者
- 二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者
- 三 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第三の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十六号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者
- 四 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、平成五年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第三の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(訓練法第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者
- 五 職業能力開発促進法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年厚生労働省令第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和六十三年労働省令第十三号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練(旧訓練法第八条第一項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者
- 六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。)附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第二の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科若しくはさく井科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二訓練科の欄に掲げる建築科、土木科若しくはさく井科の訓練を修了した者
- 七 五十三年改正省令附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者

3. 受講料等

区分	受講料	テキスト代	摘要
全科目受講	10,500 円	2,620 円	使用テキストは講習会場で、お渡しします。
一部免除対象及び特例対象	5,250 円	2,620 円	

4. 申込の方法

☆ 受講申込書に所要事項を記入し、同一の写真2枚(3.0cm×2.5cm 6ヶ月以内に撮影)を添付して下記へお申込み下さい。(デジタルカメラ写真不可。サングラス不可、無帽、正面、上半身、背景無地のもの)

※一部免除に該当する者は、申込の際に証明書の写しを添付しないと一部免除の扱いができません。

☆ 実務経験等証明に係る一人親方の取扱いについて

個人の証明は、他2人の証明が必要となりますのでご注意願います。

5. その他

I. 申込み・問合せ・・・〒790-0811 愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階

愛媛県管工事協同組合連合会

TEL 089(946)5550 FAX 089(946)5551

II. 受講料のお振込先・・・伊予銀行 松山駅前支店 普通預金 1296601

口座名：愛媛県管工事協同組合連合会 会長 櫻井健吾

III. 受講申込の受付後、又は、ご自身の都合により受講されない場合、受講料等はお返しできません。

IV. 筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)を必ず持参して下さい。講習終了後には修了試験を行います。

V. 講習科目の受講の一部免除対象者

イ 1 技能講習規程第1条第1号、第3号及び第6号に掲げる者(職業能力開発促進法等による一定の訓練を修了した者)

2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者

ロ 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

ハ 建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工管理技術検定に合格した者(1級又は2級特例対象者

①法改正前の地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者

②法改正前の土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者

③技能講習規程第1条第2号、第4号及び第7号に掲げる者(職業能力開発促進法等による一定の訓練を修了した者)並びに職業能力開発促進法施行令別表第1に掲げるとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者

④職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

⑤建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で第4種から第6種までの種別

に該当するものに合格した者を除く。)

一部免除対象者及び特例対象者の受講科目

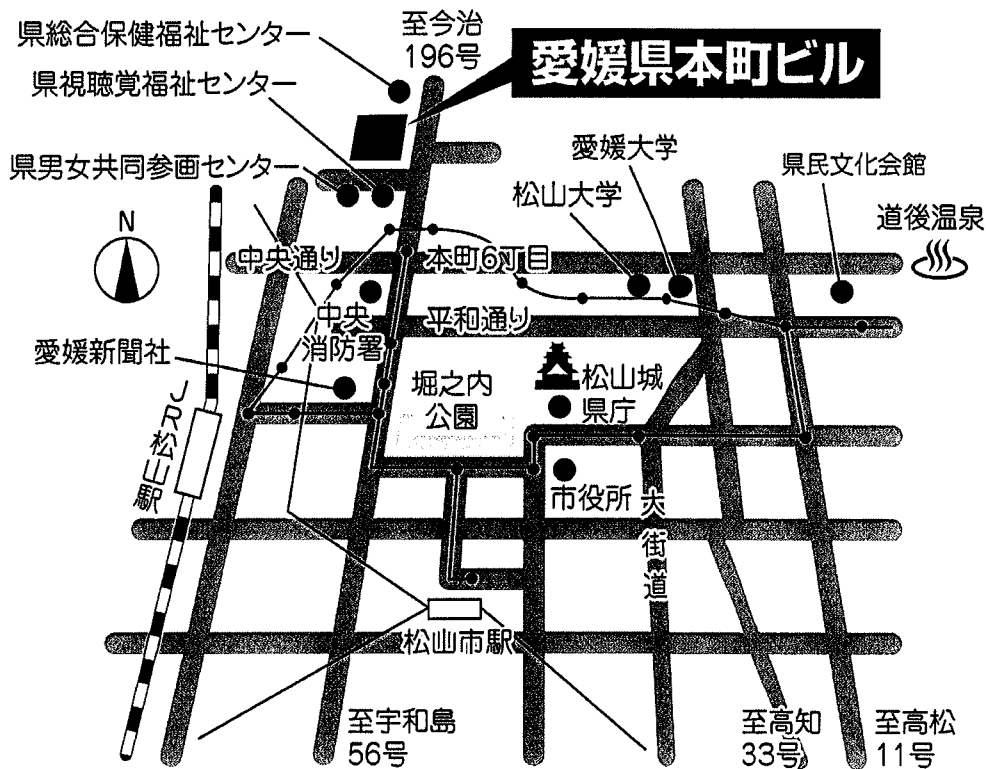
講習科目	講習時間		受講科目							
			一部免除対象者			特例対象者				
			イ	ロ	ハ	①	②	③	④	⑤
作業の方法に関する知識(地山)	5時間30分	10時間30分	×	×	×	×	○	○	○	×
作業の方法に関する知識(土止め)	5時間		×	×	×	○	×	×	×	○
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3時間30分		×	×	×	×	×	×	×	×
作業者に対する教育等に関する知識	1時間30分		○	×	○	×	×	○	×	○
関係法令	1時間30分		○	○	○	○ ※1	○ ※1	○	○	○

○は要受講科目、×は否受講科目、※1は関係法令を30分受講

VI. 欠席や遅刻した場合の対応について

- 遅刻や途中で退場された場合は、修了試験が受験できません。
- 自然災害や道路事情、交通機関等の理由により、多くの受講生が遅刻するような事態が発生した場合、開始時刻を遅らせるなどの時間帯の調整を行うことがあります。

[講習会場] 愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階(愛媛県管工事協同組合連合会)



地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習受講申込書

講習日	令和2年4月13日(月) ~ 令和2年4月15日(水) 開催分							
フリガナ		性別	生年月日	年齢	⑩ 申込内容は 事実と相違 ありません。			
氏名		男女	年 月 日	歳				
現住所 連絡先	〒□□□□-□□□□ TEL (携帯等) ()							
講習の一部免除の 有無(該当に○)	有	一部免除対象者	イ	ロ	ハ	一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面(写し)を添付して下さい。		
		特例対象者	①	②	③		④	⑤
	無	全科目受講						
当該業務の 経験年数	自	年	月	年	ヶ月			
	至	年	月	年	ヶ月			
上記経験年数が2年 から3年未満の方 のみ提出および記入 下さい。	卒業証書の写し又は卒業証明書を添付して下さい。							
	最終学校 (学校教育法による学校)	()			大学・短大 高校・高専(5年制)			
		学科名()科卒業						
卒業年月()年()月								
所 属	所在地	〒□□□□-□□□□						
	事業場名					愛管連所属員・非所属員別 (該当に○)		
					所属員	非所属員		
電話番号 FAX番号	()	—			担当者名			
	()	—						
事業主証明	上記のとおり相違ないことを証明します。また、記載内容に虚偽がある場合、如何なる行政処分が生じても異議申し立ては致しません。 注) 技能講習における実務経験等証明に係る一人親方の取扱いについて 個人の証明による場合は、他2人の証明とする。 社印 代表者印							
個人情報の取扱いについて 本申込用紙にて本会に提供いただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。								

年 月 日

写 真

写 真

愛媛県管工事協同組合連合会 殿

全面のり付けし
貼付して下さい

3.0cm×2.5cm

テープで貼付し
て下さい
(修了証使用分)

3.0cm×2.5cm

申込番号

NO.

No.	氏 名	
-----	-----	--

関 係 書 類

○受講資格があることを証明する書類を添付して下さい。

1. 実務経験年数が3年以上ある方は、表面の事業主証明の欄に証明印を受けて下さい。事業主から別に証明書を交付された場合は、ここに添付して下さい。
2. **実務経験が2年以上3年未満の方は**、これに併せて卒業証明書又は卒業証書の写しを追加添付して下さい。

○講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面（写し）を添付して下さい。

本人確認書類（原本確認）チェック欄		受講料及びテキスト 代金納付確認	実施管理者 [㊞]
自動車運転免許証	その他（旅券等）		

技能講習を受講する場合、公的に発行された証明書（自動車運転免許証・その他（旅券等））により氏名、生年月日等の本人確認を行います。

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習受講申込書

講習日	令和2年4月20日(月) ~ 令和2年4月22日(水)開催分							
フリガナ		性別	生年月日	年齢	⑧ 申込内容は事実と相違ありません。			
氏名		男 女	年 月 日	歳				
現住所 連絡先	〒□□□-□□□□ TEL(携帯等) ()							
講習の一部免除の有無(該当に○)	有	一部免除対象者	イ	ロ	ハ	一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面(写し)を添付して下さい。		
		特例対象者	①	②	③		④	⑤
	無	全科目受講						
当該業務の 経験年数	自	年	月	年	ヶ月			
	至	年	月					
上記経験年数が2年から3年未満のみ提出および記入下さい。	卒業証書の写し又は卒業証明書を添付して下さい。							
	最終学校 (学校教育法による学校)	()			大学・短大 高校・高専(5年制)			
		学科名()科卒業						
		卒業年月(年 月)						
所 属	所在地	〒□□□-□□□□						
	事業場名					愛管連所属員・非所属員別 (該当に○)		
					所属員	非所属員		
電話番号 FAX番号	()	—	担当者名					
	()	—						
事業主証明	上記のとおり相違ないことを証明します。また、記載内容に虚偽がある場合、如何なる行政処分が生じても異議申し立ては致しません。 注) 技能講習における実務経験等証明に係る一人親方の取扱いについて 個人の証明による場合は、他2人の証明とする。							
<p>個人情報の取扱いについて</p> <p>本申込用紙にて本会に提供いただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。</p>								

年 月 日

写 真

写 真

愛媛県管工事協同組合連合会 殿

全面のり付けし貼付して下さい
3.0cm×2.5cm

テープで貼付して下さい
(修了証使用分)
3.0cm×2.5cm

申込番号	NO.
------	-----

No.	氏 名	
-----	-----	--

関 係 書 類

○受講資格があることを証明する書類を添付して下さい。

1. 実務経験年数が3年以上ある方は、表面の事業主証明の欄に証明印を受けて下さい。事業主から別に証明書を交付された場合は、ここに添付して下さい。
2. **実務経験が2年以上3年未満の方は**、これに併せて卒業証明書又は卒業証書の写しを追加添付して下さい。

○講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面（写し）を添付して下さい。

本人確認書類（原本確認）チェック欄		受講料及びテキスト 代金納付確認	実施管理者 [㊞]
自動車運転免許証	その他（旅券等）		

技能講習を受講する場合、公的に発行された証明書（自動車運転免許証・その他（旅券等））により氏名、生年月日等の本人確認を行います。

別紙

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 技能講習

講習科目	時刻	講習科目	講習細目等	時間	受全講者	一部免除対象者			特例対象者						
						イ	ロ	ハ	①	②	③	④	⑤		
第二日	15:20 16:00	第8章 工事中用設備及び機械・器具の取扱い	§ 8章 4節(p-196~202)	40	計18Hr										
	16:00 16:50		§8章 5~7節(p-203~224) 電動工具の取扱いと法改正について	50											
	8:50	第8章 工事中用設備及び機械・器具の取扱い	§ 8章 8,9節 (p-224~232) (電気知識と点検等)	60											
	9:50		第9章 作業環境等に関する知識 § 9章 1~4節(p-233~257)	3.5Hr											
	休憩														10
	第三日	10:00	第10章 作業員に対する教育等に関する知識	§ 10章 1~3節(p-258~286)											40
11:30		§ 10章 4,5節 (p-287~293)		50											
休憩(昼食)				60											
関係法令		12:30 14:00	第11章 関係法令	§11章 (p-294~319)	30										
				§11章 (p-320~334)	40										
				§11章 (p-334~346)	20										
	安衛法と規則の遵守について			1.5Hr											
休憩				20											
14:20 ~ 15:20	技能講習修了筆記試験			60	1.0Hr										
					計18Hr										